

いきいきWネットワーク 規約

(目的)

第1条 いきいきWネットワーク(以下ネットワークという)は、女性間の人的交流及び情報交換を通じて、山形で働く女性の相互啓発と能力向上を図ることを目的とする。

(会員)

第2条 ネットワークは、山形県内で働く女性でネットワークの趣旨に賛同する会員をもって構成する。

2 ネットワークに入会しようとする者は、その旨を会長に申し出るものとし、会長は次の例会において報告するものとする。退会する場合も同様とする。

(役員)

第3条 ネットワークに会長1名、副会長3名を置き、会員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、ネットワークを代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

4 ネットワークに幹事若干名を置き、会長が指名する。

5 会長、副会長及び幹事の任期は、各年度最初の例会の開催日までとする。ただし、再任を妨げない。

(例会)

第4条 ネットワークは、適宜例会を開催し、次の各号に掲げる事項を行なう。

(1) ネットワークの運営及び活動内容に関する協議

(2) 会員間の情報交換・意見交換

(3) 会員の能力向上を図るための研究会・講演会等の人材育成事業の実施

(4) 会員間の相互理解を深めるための交流会の開催

(5) その他、ネットワークの目的を達成するために必要な事業

2 例会は、会長が招集する。

(会費)

第5条 例会の開催に必要な経費については、そのつどメンバーから会費を徴収する。

(庶務等)

第6条 ネットワークの庶務及び会計は、会長の指示の下、幹事において処理する。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が例会に諮って定める。

附則

(施行時期)

第1条 この規約は、平成18年11月14日から施行する。